主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権により調査すると、申立人は、平成三年一〇月一五日釈放されたことが明らかであるから、勾留期間延長の裁判の取消しを求める本件抗告は、法律上の利益を欠き、不適法である。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年一〇月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	中	島	敏次	郎
裁判官	藤	島		昭
裁判官	木	崎	良	平
裁判官	大	西	勝	也